

## ●移住支援補助金・移住奨励金について●

この補助金は、淡路島外から南あわじ市へ移住(UIJ ターン)する世帯が、南あわじ市で新しい生活をスタートするにあたり必要となる初期費用(礼金、仲介手数料)、引越費用、レンタカー費用(おためし居住世帯のみ)の一部を補助するものです。

おためし居住世帯とは？ 南あわじ市に住民票を異動せず、市内に居住する世帯

移住世帯とは？ 南あわじ市に住民票を異動する世帯

### ★補助対象要件

- 申請者が学生でないこと
- 世帯全員が転入日(おためし居住世帯は、契約日)直前の3年間継続して島外に住んでおり、市内に居住していること
- 転入日前後の3ヶ月以内(おためし居住世帯は、申請日前の1ヶ月以内)に市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結していること
- 転入日から6ヶ月以内(おためし居住世帯は、契約日から1ヶ月以内)の申請であること
- 世帯全員が市税を未納していないこと
- 世帯員に南あわじ市暴力団員排除条例第2条第2号に規定する暴力団員がないこと
- 過去にこの補助金を含め、市から住宅費に係る補助金等(新婚世帯家賃補助金を除く)の交付を受けたことがないこと

#### 移住世帯のみ要件

- 申請時に就業・起業・テレワークのいずれかをしていること

### ★補助対象費用

- ① 初期費用 賃貸借契約するにあたり要した費用(礼金、仲介手数料)  
※敷金、家賃は、補助の対象にはなりません。
- ② 引越費用 引越業者や運送業者に委託し支払った費用
- ③ 1ヶ月分のレンタカー費用 道路運送法上の許可を受けたレンタカー業者に支払った費用  
※保険料、オプション料(チャイルド及びジュニアシート等)は対象外  
※おためし居住世帯のみの対象費用になります。

### ★補助金額

- ① 初期費用(上限20万円)
- ② 引越費用(上限 5万円)
- ③ 1ヶ月分のレンタカー費用(上限5万円)

おためし居住世帯:最大30万円(上記①～③)

移住世帯:最大50万円(上記①②最大25万円+奨励金25万円※)

※奨励金は、転入日から1年経過時に5万円、2年経過時に20万円を交付します。  
交付には申請が必要です。

## ★ 必要書類

### 移住支援補助金

- 移住支援補助金交付申請書(様式第1号)
- 世帯全員の住民票の写し
- 世帯全員の転入前3年間の住所が確認できる書類(戸籍附票など)
  - ※住民票の写しで確認できる場合は提出不要
- 世帯全員の未納税額のない証明書(発行日から1ヶ月以内)
- 誓約書兼同意書(様式第2号)
- 住居の賃貸借契約書の写し
- 初期費用・引越費用・1ヶ月分のレンタカー費用に係る領収書の写し
- 移住支援補助金アンケート

(おためし居住世帯のみ)

- 移住拠点訪問報告書

(移住世帯で就業の場合のみ)

- 就業証明書

(移住世帯で起業の場合のみ)

- 個人事業の開業・廃業等届出書等の写し



### 移住奨励金

- 移住奨励金交付申請書(様式第1号)
  - 世帯全員の住民票の写し
  - 世帯全員の未納税額のない証明書(発行日から1ヶ月以内)
  - 誓約書兼同意書(様式第2号)
  - 移住支援補助金交付決定・確定通知書の写し ※移住支援補助金を申請していない場合は、移住支援補助金の交付対象であったことが分かる書類一式
- 交付決定・確定通知後、移住支援補助金交付請求書(様式第7号)、移住奨励金交付請求書(様式第6号)を提出し、補助金、奨励金が支払われます。

## ★ 事業期間

令和3年度から令和7年度まで【令和3年4月1日から令和8年3月31日】

## ★ 相談・申請受付

受付期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)  
※土曜・日曜・祝日・年末年始は受付できません。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

受付場所 ふるさと創生課(市役所 本館3階)

※書類は直接持参してください。

(郵送、ファックス、インターネット等では受付いたしません。)



↑ 申請書ダウンロード ↓

【問合せ先】南あわじ市役所 総務企画部 ふるさと創生課  
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1  
電話 0799-43-5205 FAX 0799-43-5305  
E-mail furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp